

R 8 年度 宮崎県立高鍋農業高等学校 生徒心得

(1) 学校での生活について

- ①8:15 から終礼時までの間、学級担任の許可なく校外へ出てはならない。
- ②学校施設・設備を破損した場合は、速やかに学級担任または近くの先生に申し出て、指示を受けること。なお、破損の理由によっては弁償しなければならないため、公共物は日頃から丁寧に取扱うこと。
- ③終礼や部活動等が終わったら、速やかに下校すること。
- ④漫画やゲーム等の不要な物品を学校内に持ち込まないこと。
- ⑤自転車運転の際は交通法規を十分守り、事故等に遭うことのないよう努めること。
☆ヘルメットを着用すること。

(2) 自宅での生活について

- ①外泊は原則として行わないこと。
- ②外出は午後8時までとし、夜間徘徊はしないこと。
- ③高校生の立ち入りが禁止されている場所へは絶対に立ち入らないこと。

(3) 通学について

1) 自転車通学について

- ①通学時の自転車通学は、自宅通学生のみとする。
- ②自転車通学をする生徒は所定の様式で、許可申請を行うこと。
- ③通学に使用する自転車に学校指定のステッカーを貼付すること。紛失や記載事項が判別できない破損等があった場合は、再購入すること。

2) バイク(原動機付き自転車)通学について

- ①自宅から学校までの通学距離が10km以上であること。ただし、10km未満でも通学手段が確保できないなど特別な理由がある場合は、許可することがある。その他の条件については希望者に対して別途連絡する。
- ②2年次の1学期から許可をする。申請は1年次の3学期から受け付ける。

(4) その他

- ①学期中のアルバイトは、原則として認めない。ただし、家庭の経済事情によっては、土・日・祝祭日に限り認める場合がある。(寮からアルバイト先への通勤は認めない。)
長期休業中のアルバイトは、許可を受けた者のみ行うことができる。ただし、総合実習や部活動、学校行事等を優先させること。(寮からアルバイト先への通勤は認めない)
- ②携帯電話の学校への持ち込みについては校内規定を遵守すること。違反した場合の対応は次のとおり。

1 回目…生徒指導主事説諭(生徒のみ)+反省文

2 回目…教頭説諭(保護者・生徒)+反省文

3 回目…特別指導

※なお違反があったらスマホは一旦預かり、「翌日以降」に指導を行い返却する。

預けられた翌日が休日の場合、返却は休日明けとなる

- ③法律や生徒心得に反する行動や他に迷惑のかかる行動(問題行動)があった場合は、特別指導等の対象になる。※寮生が特別指導になった場合、原則、自宅からの登校となる。
- ④身分証明書(学生証)を紛失した場合は速やかに学級担任へ申し出ること。
- ⑤普通免許取得については、決められた条件を満たした3年生に対して、2学期期末考査終了日から自動車学校への通学を許可する。詳細は3年次に別途連絡する。

【服装容儀規定(R8.4.1)】

1. 服装について

夏服・合服・冬服の正しい着こなしのもと、その日の天候・気候にあった制服を自分で自由に選択することとする。ただし、式典等のため制服統一の指示がある場合は、指示された制服を着用すること。

(1) 男子の服装について

① 夏 服

学校指定の白色半袖ワイシャツ・ズボンとする。

② 合 服

学校指定の白色長袖ワイシャツ・ズボンとする。

③ 冬 服

i. 黒の標準学生服・白色長袖ワイシャツ・ズボンとする。学生服の左えりには学科章(H・Z・C・F)、右えりには学年章(I・II・III)をつけること。

ii. 登校後、制服の上からのジャージやパーカー等の着用は認めない。また、標準学生服の中に着込むものは外に見えないこととする。

④ その他

i. ワイシャツのすぐ下に着るシャツ等は、無地かつ華美でないものとする。

ii. ソックスは、白・紺・黒・グレーの単色で、くるぶしが見えない長さのものとする。ただし、入学式などの式典時は黒または紺のソックスとする。

(2) 女子生徒の服装

① 夏 服

学校指定の半袖ブラウス・スカートまたはスラックスとする。

② 合 服

学校指定のベスト・長袖ブラウス・スカートまたはスラックスとする。

③ 冬 服

i. 学校指定のブレザー・ベスト・長袖ブラウス・スカートまたはスラックスとする。

ii. 学校指定のカーディガンを着用してもよい。学校指定のカーディガンは希望購入とする。購入については別途連絡する。

④ その他

i. ブラウスのすぐ下に着るシャツ等は、無地かつ華美でないものとする。

ii. スカート丈は、ひざの中心を基準とする。

iii. ソックスは、白・紺・黒・グレーの単色で、くるぶしが見えない長さのものとする。ただし、入学式などの式典時は黒または紺のソックスとする。また、冬服着用時は黒色のタイツの着用を認める。

iv. スカートまたはスラックスのいずれかを各自で選択して着用することとする。

(3) 式典の際は、学ラン、ブレザーを着用すること。

2. 頭髪・眉毛について

① 前髪は、目にかからないこと。横髪は、耳にかからないこと。襟あしは、学生服の襟にかからないこと。

② 流行的な髪型や脱色・染色・パーマ・加工等は慎み、品位ある清潔な髪型を心がけること。

③ 女子は髪が肩につくときには結ぶこと。

④ 眉毛は整える程度とし、髪を染めたり剃り込んだりすることや、脱色・パーマ等は厳禁とする。

3. 履物について

黒・茶を基調とした革靴または白・黒を基調とした運動靴とする。ハイカットは許可しない。

4. その他

① 服の上から着用する防寒着、マフラー等については華美でないものであれば、登下校時のみ着用を認める。

② 半身の防寒を目的とした膝掛けの使用については教室内の授業時のみ認める。膝掛けについては華美でなく、目的に適した物とする。

③ 条件等により正規の服装ができない場合には、生徒指導部に「異装届け」を提出し許可を受けること。また、夏季の冷房の効きすぎによる寒さ対策として、体育用ジャージ(上衣)の着用を認める。

服装規定(男子)

服装容儀は心のあらわれである。本校生としての品位を失わないよう心がけること。
また、曜日に関係なく通学時には制服を着用することとし、私服の着用は認めない。

【頭髪】

- ・襟足は、襟にかからないこと。
- ・横髪は、耳にかからないこと。
- ・もみあげは、耳の下の付け根までとする。
- ・前髪は目にかからないこと。
- ・流行的な髪型や脱色・染色・パーマ・加工等は慎み、品位ある清潔な髪型を心がけること。

【制服】

- ・黒の標準学生服を着用する。
- ・変形学生服はすべて認めない。

【防寒衣等】

- ・制服の上に着る防寒着は登下校時のみ許可し、華美でないものとする。
- ・制服の中に着用する防寒着は外に見えないこととする。
- ・マフラー及びネックウォーマーは登下校時のみ着用を認める。

【靴下】

- ・白・黒・紺の単色とする。
- ・ワンポイントは可。
- ・くるぶしが見えない長さとする。

【顔】

- ・眉は整える程度とする。

【バッジ】

- ・学科章は左えり、学年章は右えりにつける。

【ワイシャツのすぐ下に着るシャツ等】

- ・無地かつ華美でないものとする。

【ベルト】

- ・黒、茶系統の濃色で必ず着用する。
- ・紐編みのベルトは認めない。

【つめ】

- ・短く切ること。
- ・手の平側から見て指から出ない程度の長さにする

【靴】

- ・黒、茶を基調とした革靴、または白、黒を基調とした運動靴とする。
- ・ハイカットは許可しない。



◇その他

- ・ピアス、ネックレス等のアクセサリー類は着用しないこと。
- ・式典の際は、学ランを着用すること。また、入学式などの式典時は、黒または紺の靴下とする。
- ・夏服・合服・冬服の正しい着こなしのもと、その日の天候・気候にあった制服を自分で自由に選択することとする。ただし、式典等のため制服統一の指示がある場合は、指示された制服を着用すること。
- ※身体的条件等により正規の服装ができない場合には、生徒指導部に『異装届け』を提出し許可を受けること

服装規定(女子)

【頭髪】

- ・肩につくときには結ぶこと。結ぶ高さについては決めないが、編み込みなどの極端な結び方は認めない
- ・前髪は目にかからないこと。
- ・流行的な髪型や脱色・染色・パーマ・加工等は慎み、品位ある清潔な髪型を心がけること。

【制服】

- ・学校指定の学生服とする。
- ・ブラウスの上ボタンは止めること。

【防寒衣等】

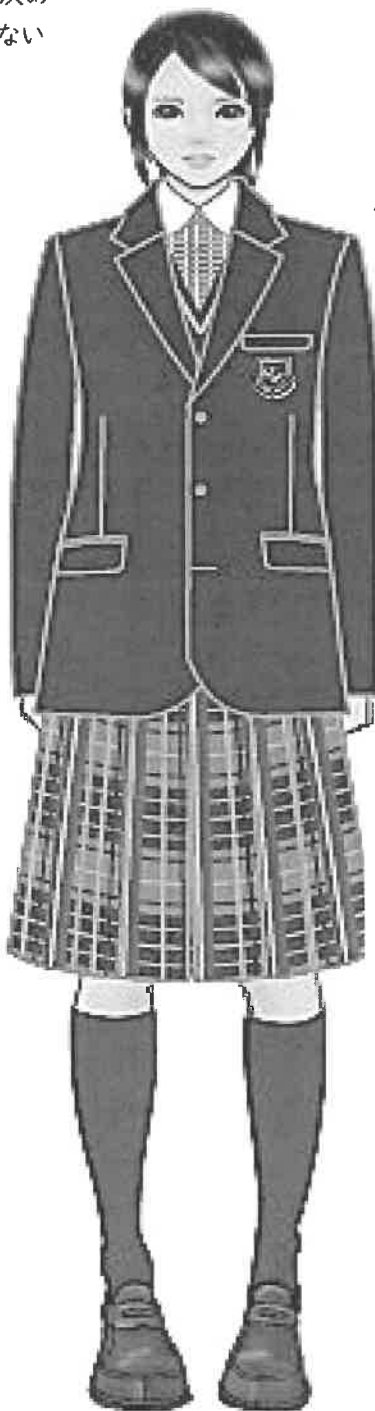
- ・カーディガンは学校指定の服のみ着用を認める。
- ・指定のベストを襟元から見えるようにし、その上にカーディガンを着用すること。
- ・防寒着は登下校時のみ許可し、華美でないものとする。
- ・マフラー及びネックウォーマーは登下校時のみ着用を認める。

【スカート】

- ・長さは膝の中心を基準とする。
また、ウエストは織り込まない。
- ・マークの入ったものとする。

【靴】

- ・黒、茶を基調とした革靴、または白、黒を基調とした運動靴とする。
- ・ハイカットは許可しない。



【顔】

- ・眉は整える程度とする。
- ・化粧はしないこと。

【ブラウスのすぐ下に着るシャツ等】

- ・無地かつ華美でないものとする。

【つめ】

- ・短く切ること。
- ・手の平側から見て指から出ない程度の長さにする
- ・マニキュア等はつけないこと。

【スラックス】

- ・指定のスラックスまたはスカートのいずれかを各自で選択して着用すること。

【靴下・タイツ】

- ・白・黒・紺の単色とする。
- ・ワンポイントは可。
- ・くるぶしが見えない長さとする。
- ・タイツは冬服着用時のみ認め、黒色とする。

◇その他

- ・ピアス、ネックレス等のアクセサリー類は着用しないこと。
- ・式典の際はブレザーを着用すること。また、式典でスラックスを着用する際は、黒または紺の靴下とする。
- ・ブレザーのボタンは、式典、会議や集会時、また、授業のはじまりや終わりの挨拶時には留めておくこと。・夏服・合服・冬服の正しい着こなしのもと、その日の天候・気候にあった制服を自分で自由に選択することとする。ただし、式典等のため制服統一の指示がある場合は、指示された制服を着用すること。

※身体的条件等により正規の服装ができない場合には、生徒指導部に『異装届け』を提出し許可を受けること。

アルバイト規定

1 許可資格

(1) 学業成績が良好であること

申請前の定期テストで3科目以上の欠点(素点)、または1科目以上の欠課時数オーバーを保有している者は原則として許可しない。また、授業態度に問題があったり、進級・卒業に支障をきたすおそれがあったりする場合は許可しない。

(2) 校内や寮の規則を厳守すること。

特別指導中または特別指導終了後、1ヶ月以内の生徒は原則として許可しない。

(3) 服装容儀が良好であること。

容儀指導で再三指摘をされた者、指摘をされたにもかかわらず改善の跡が見られない者は許可しない。

(4) 経済的な理由により修学や日常生活に支障をきたしている場合、許可をする。(長期休業中は除く)

(5) 1年生は夏季休業中からとする。

2 許可への条件

(1) 保護者からの申請があること。

(2) 実習や部活動などに支障がないこと。

(3) 担任・部顧問の承諾があること。

(4) 活動日は土・日・祝祭日とし、平日のアルバイトは禁止する(長期休業中を除く)。

(5) 勤務時間は午前8時から午後7時までとする。

(6) 主にアルコールを扱う飲食店や風俗営業店、その他危険を伴う労力作業、乗車業務(配達など)は許可しない。

(7) 服装については高校生としての本分を保ち、華美にならないように注意すること。

(8) アルバイト中は本校の発行した「アルバイト許可証」を携帯し、必要があれば提示すること。

(9) アルバイトは自宅から通勤するものとし、寮からの出勤は認めない。また、アルバイト先から直接帰寮することも認めない。

(10) アルバイトで得た収入は保護者が一切の管理を行い、学費や家庭の手助けなど有効に利用すること。

3 取り消し条件

上記1及び2がどれか一つでも守られていない場合は、直ちに許可を取り消す。

4 申請手続き

(1) 生徒指導部より「様式①アルバイト許可願」と「様式②アルバイト届」を受け取る。

↓

(2) 「様式③アルバイト許可願」に必要事項を記入後、担任→部顧問→学科主任→学年主任→生徒指導部長の順に許可をもらう。

↓

(3) 「アルバイト届」に生徒指導部が許可をした後、「アルバイト許可証」を受け取る。

↓

(4) アルバイトを開始する。

5 その他

(1) 正式な手続きを経ずにアルバイトをしたものは、特別指導の対象となる。

(2) 保護者へアルバイト先の場所・連絡先・時間等をしっかり伝えておくこと。

(3) アルバイト先の変更や辞める際には、生徒指導部へ必ず連絡すること。また、アルバイトを辞める場合、「アルバイト許可証」を生徒指導部へ返却すること。

普通自動車運転免許取得のための自動車学校入校について

高鍋農業高校生徒指導部

1. 入校時期及び許可条件

(1) 入校申請受付期間: 令和8年10月1日～

(2) 入校開始期日: 令和8年11月1日～

☆ 定期テスト1週間前から通学禁止。テスト最終日の午後からは通学可。

☆ 学校行事、各種委員会、当番実習、寮当番、登校日などを優先する。

(3) 入校許可条件

① 各種納入金(寮費も含む)が完納していること。

② 進路先(自営、就職、進学、研修)が決定していること。

※ 宅習期間においては未決定者も入校は可であるが、進路決定を最優先とすること

③ 学習面及び生活面で問題がないこと。

※ 欠課時数超過、定期テストにおいて不振科目(CCC)がないこと

※ 普段の学校生活において服装容儀等がきちんとできている。

④ 特別指導中または特別指導後1ヶ月未満でないこと。

※ 入校後に問題行動が発覚した場合は即中止とする。

※ 17歳6ヶ月以降に、仮免が受験できる。

2. 通学時の注意点

(1) 高鍋農業高校生としての自覚と責任を持って行動する。

(2) 学校行事を最優先とする。

(3) 通学及び教習においては制服とする。

(4) 自動車学校への登下校は送迎用バスを利用する。(バイク通生を除く。)

(5) 自動車学校の修了検定及び卒業検定は土日祝日・冬季休業中や宅習期間を利用して受験する。

(6) 自動車学校及び教習所以外での路上教習は絶対しない。

(7) 合宿免許取得は認めない。自宅から教習する。

(8) 本免学科試験は卒業後に受験する。

但し、進路の関係で早めの受験が必要な場合は生徒指導部に相談する。

3. 通学時間

(1) 寮生は教習終了後、直ちに送迎バスにて帰寮すること。(午後6時45分まで)

(2) 寮生以外は、最終教習終了後直ちに帰宅すること。

4. その他

(1) 入校後も学校での学習状況や生活態度に問題が生じたり、特別指導を受けたりするなど、入校許可条件に反する場合は生じた場合には、許可を取り消すので注意すること。

(2) 自動車学校入校時に必要な書類等は、各自動車学校に事前に確認すること。

(3) 入校日は、自動車学校によって曜日が異なるので、必ず事前に確認すること。

バイク通学規定

宮崎県立高鍋農業高等学校 生徒指導部

1. 条件

- (1) 自宅から学校までの距離が10km以上であること。ただし、10km未満でも通学手段が確保できないなど特別な理由がある場合は、許可をすることがある。
- (2) 各種納入金が完納していること。
- (3) 成績不良でないこと。(直近の定期テストで欠課超過の教科がなく、欠点(素点)科目が2科目以内であること)
- (4) 特別指導中または特別指導後1ヶ月未満でないこと。
- (5) 学校生活(授業態度など)や服装容儀面が良好であること。

2. 免許取得のための許可期間

2年生の1学期から許可をする。ただし、申請は1年次の3学期からでき、免許取得は1年次の3学期終業日以降の長期休業期間中とする。また、2年次の平日の振休日も可とする。

3. バイクの種類・免許の種類について

- (1) 2025年4月1日以降、新たに免許を取得する場合、

車両区分	原動機付自転車(以下「原付」) ※新基準付
免許の種類	原付免許(第一種)
排気量(cc)	125cc以下
最高出力(kw)	4kw以下(電動の場合は0.6kw以下)

※乗れるバイクは「現存する50cc以下の原付」もしくは「新基準付の原付」のスクータータイプとする。改造等をしているものは一切認めない。安全面を考慮し、サイドミラーは左右につけること。

- (2) ヘルメットはフルフェイスとし、色は白など明るい色が望ましい。
- (3) 許可を得た場合は、学校指定のプレート(2,000円)を購入し、ナンバープレートの下に取り付けること。
- (4) 自賠責保険及び任意保険に加入していること。
- (5) 修理等を行った際は、新車販売時と同様にすること。

4. 許可の停止および取消について

- (1) 定期テストで欠課オーバーまたは不審科目(CCC)が3つ以上あった場合
(2) 特別指導を受けた場合
(3) 服装容儀指導での違反、授業態度等に問題がある場合
(4) 学校への通学以外で使用した場合
(5) 交通違反及び交通事故を起こした場合

⇒

停止期間は1週間。ただし、内容によっては期間延長の場合がある。

- (6) 遅刻をした場合→2回目までは口頭注意

3回目→1週間停止、4回目→2週間停止、5回目→3週間停止、それ以上はバイク通学の取消を検討

※遅刻をしたかどうかについては、担任と連携を図っていく。

- (7) バイクの使用に問題がある場合。→取消か停止の検討

- ① 個人の敷地などに無断駐車した場合
- ② 他人へバイクを貸す
- ③ 地域の方などから通報があった場合

5. その他

- (1) 道路交通法等の法規を遵守すること。
- (2) 学校が定めた説明会及び講習会に参加すること。
- (3) 交通違反及び交通事故は、速やかに学校へ報告すること。
- (4) バイク通学に関する「誓約書」を提出すること。
- (5) 冬期における防寒着については、登下校の乗車時のみ許可する。駐輪場で脱着すること。

【校内における携帯電話等持ち込みに関する規則】

第1条 目的

登下校時の安全保障や災害時等の緊急時対応、学校が認める社会の変化に伴う利用価値（学習指導や進路対応）のため、携帯電話等の持ち込みを許可する。ただし「同意確認書」を提出した者に限る。

第2条 決議文の遵守

宮崎県高等学校 PTA 連合会から出された「携帯電話やスマートフォンから子どもたちを守るための決議文」（別紙）を遵守すること。また、決議文にあるとおり、保持、管理はあくまでも本人、保護者の責任であり、学校はそれを認めるだけであるため、破損・盗難・個人情報の漏洩等については本人、保護者の責任とする。

第3条 許可の申請及び更新

許可申請及び毎年の更新手続きを必要とする。方法は以下の通りとする。

ただし、規則違反があった者については更新について審議する。

【許可申請】

- ①「同意確認書」の提出
- ②保護者の安全・安心メールへの登録

【更新手続き】

- ①新たに「同意確認書」の提出

第4条 校内での使用

原則として学校敷地内および学校活動中のその移動の道中での使用は認めない。学校敷地内に入る前に電源を切っておくこと。ただし、第1条の目的を考慮し、次の場合のみ使用を許可する。

- ① 災害等の緊急時
- ② 学校の指示がある場合
- ③ 学校に許可を得た場合の、許可をした職員の面前

第5条 保管方法

生徒各自保管とする。

第6条 規則違反等に対する対応

規則違反があった場合には懲戒の対象とする。度重なる違反（3回以上）については 特別指導を行うとともに、許可の停止や取り消しの場合もある。また、SNS を用いた犯罪やトラブル、友人・先生等の無断撮影や無断録音、無断アップロード等、悪質な行為と判断した場合は、ただちに問題行動として審議するなど、より厳しい対応をとることとする。

- 1 回目 生徒指導主事説諭（生徒のみ）+反省文
- 2 回目 教頭説諭（生徒+保護者）+反省文
- 3 回目 特別指導 ※4 回目以降はその都度、特別指導

第7条 明倫寮内での規則違反について

明倫寮内では、「携帯電話等の寮内持ち込みに関する規則」に則って指導を行う。そのすべてを生徒指導部に報告し連携をとるが、原則として寮内で指導を行う。ただし、第6条にあるような悪質な行為については校内で問題行動として審議する。

第8条 生徒間ルールの策定

ネット依存傾向への対応や、SNS の利用とネットトラブルなどの悩みや問題をもとに、生徒会を中心として定期的に話し合いを持ち、主体的に生徒間ルールの策定等をおこなう。

第9条 その他

- ① スマートウォッチ、Bluetooth イヤホン、スピーカー等については校内に持ち込まないこと。
- ② 朝のSHR時に、電源を切っているかの確認時間を設ける。
- ③ この規則をもとに運用し、必要に応じて規則の改定を行う。ただし、状況が芳しくない場合は運用停止もあ得る。



1 基本理念

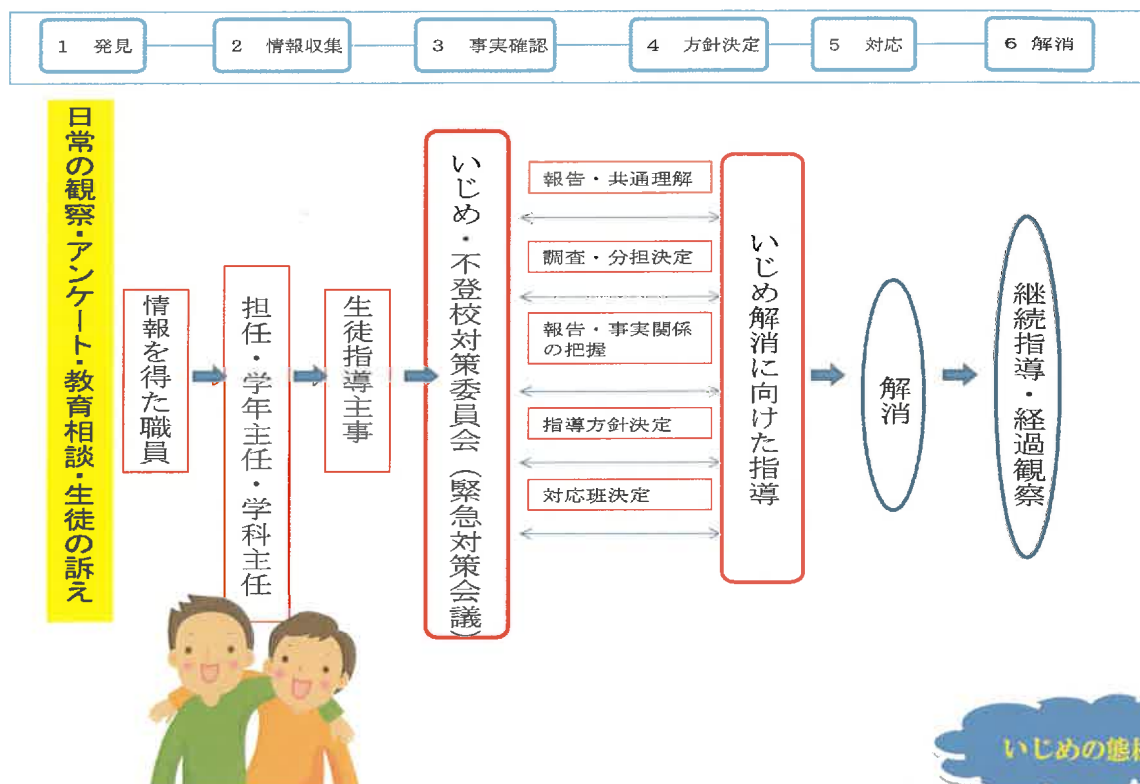
本校は、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底します。

本校では、校訓「研学修技」「勤労興産」「礼節敬愛」「感恩報謝」を基調とした教育を実践し、将来、本県の農業を担う人間性豊かな人材を育成することを教育目標としております。

この目標のもと、「思いやりや気配りの心を育む明るい雰囲気のある学校づくり」を目指します。



2 いじめへの具体的な取組



いじめの態様

3 いじめの基本認識

「いじめ問題」における特質とは？

- ◇どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ◇人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ◇大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ◇いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ◇行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ◇教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ◇家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ◇学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

- ☐ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ☐ 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- ☐ わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ 金品をたかられる。
- ☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ☐ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

4 いじめの防止に関する措置

1. いじめの防止のため、生徒や教職員が主体となった活動を行います。
2. いじめの早期発見に努めます。
3. いじめの発見・通報を受けたときには、迅速に対応するとともに、組織で情報の共有と対応にあたります。
4. 解決に向けた指導と支援を学校・家庭・地域が連携しながら、組織的にを行います。



5 保護者へのお願い

- 子どもに「あれ?」もしかしてと思ったら、家族だけで悩まずに、心配なことは早期に学校に相談してください。電話での相談は、担任または情操教育部を窓口としています。
- いじめのサインを家庭でも見逃さないよう、家族内での会話を大切にしてください。